

夜勤職員配置加算に関する届出書

1 事業所(施設)名			
2 サービス種別	1 短期入所生活介護	2 介護老人福祉施設	
	3 地域密着型介護老人福祉施設		
3 異動区分	1 新規	2 変更	
4 届出項目	1 夜勤職員配置加算(Ⅰ)(イ・ロ)	3 夜勤職員配置加算(Ⅲ)(イ・ロ)	
	2 夜勤職員配置加算(Ⅱ)(イ・ロ)	4 夜勤職員配置加算(Ⅳ)(イ・ロ)	

夜勤時間帯	(:) ~ 翌 (:)
-------	-----------------

※22:00~翌5:00を含めた連続する16時間とする

施設区分	本体施設 (※空床ショート含む)	併設型短期入所	単独型短期入所	老人保健施設 (※みなしショート含む)
平均入所者数・ 平均利用者数	人	人	人	人
定員数	人	人	人	人

※ 「平均入所者数・平均利用者数」は、小数点以下を切上げること。

●夜勤職員配置加算(Ⅰ)(Ⅲ)イ又はロ (ユニット以外の部分)

最低限必要となる 夜間勤務職員数	Ⓐ 人
---------------------	-----

夜勤時間帯における延べ夜勤時間数

勤務の 種別	勤務時間	うち、夜勤時間帯に該 当する勤務時間数(A)	当該月内の勤務延 回数(B)	延夜勤時間 (A)×(B)
	(:) ~ (:)	時間		
	(:) ~ (:)	時間		
	(:) ~ (:)	時間		
	(:) ~ (:)	時間		

延夜勤時間合計 ①

延夜勤時間数 \div (当該月の日数 \times 16) = 1日平均夜勤職員数 Ⓑ ($\text{Ⓑ} \geq \text{Ⓐ} + 1$)

① \div (\times 16) = Ⓑ ($\text{Ⓑ} \geq \text{Ⓐ} + 1$)

※小数点第3位以下切捨て

●夜勤職員配置加算(Ⅱ)(Ⅳ)イ又はロ (ユニット部分)

ユニット数	ユニット	最低限必要となる 夜間勤務職員数	Ⓒ 人
-------	------	---------------------	-----

夜勤時間帯における延べ夜勤時間数

勤務の 種別	勤務時間	うち、夜勤時間帯に該 当する勤務時間数(A)	当該月内の勤務延 回数(B)	延夜勤時間 (A)×(B)
	(:) ~ (:)	時間		
	(:) ~ (:)	時間		
	(:) ~ (:)	時間		
	(:) ~ (:)	時間		

延夜勤時間合計 ②

延夜勤時間数 \div (当該月の日数 \times 16) = 1日平均夜勤職員数 Ⓓ ($\text{Ⓓ} \geq \text{Ⓒ} + 1$)

② \div (\times 16) = Ⓓ ($\text{Ⓓ} \geq \text{Ⓒ} + 1$)

※小数点第3位以下切捨て

●夜勤職員配置加算（Ⅲ）（Ⅳ）イ又はロ

夜勤時間帯を通じて、看護職員を配置していること又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置していること（この場合、登録喀痰吸引等事業者として都道府県の登録が必要）

有・無

- ※ 一部ユニットの場合には、ユニット部分とユニット以外の部分、老人保健施設について認知症専門棟を設置している場合には、当該部分とそれ以外の部分についてそれぞれ記載すること。
- ※ 一部ユニット型指定（地域密着型）介護老人福祉施設又は一部ユニット型短期入所生活介護においては、当該施設のユニット部分とそれ以外の部分について、それぞれ区別して加算の算定の可否を判断すること。
- ※ ユニット型指定（地域密着型）介護老人福祉施設及び一部ユニット型指定（地域密着型）介護老人福祉施設のユニット部分にあつては、増配した夜勤職員については、必ずしも特定のユニットに配置する必要はないこと。
- ※ 一部ユニット型の介護老人保健施設（短期入所療養介護を含む）においては、ユニット部分とユニット以外の部分について、認知症専門棟を設置している場合は当該部分とそれ以外の部分について、それぞれ区別して算定の可否を判断すること。
- ※ 指定短期入所生活介護の事業所を併設している場合又は指定（地域密着型）介護老人福祉施設の空床において指定短期入所生活介護を行っている場合にあつては、指定短期入所生活介護の利用者数と指定（地域密着型）介護老人福祉施設の入所者数を合算した人数を指定（地域密着型）介護老人福祉施設の「入所者の数」とした場合に必要な夜勤職員の数を1以上上回っていること。

※最低限必要となる夜間勤務職員数

- 「ユニット以外の部分」
 - 併設型を算定している短期入所生活介護利用者と当該特養入所者の合計数が
 - ・25人以下・・・1人以上
 - ・26人以上60人以下・・・2人以上
 - ・61人以上80人以下・・・3人以上
 - ・81人以上100人以下・・・4人以上
 以降、合計数が100を超えて25又はその端数を増すごとに1を加えた人数
- 「ユニット部分」
 - ・2のユニットにつき1人以上